

4熊情審第10004-22号  
令和5年3月22日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会  
会長 森口 佳樹

### 答申書

情報公開条例（平成10年条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定により、熊取町長（以下「実施機関」という。）から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

#### 第1 審査会の結論

実施機関が、令和4年3月10日付3熊保育第2963号及び3熊保育第2964号により行った、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、改めて公開決定等を行うべきである。

#### 第2 審査請求に至る経過

##### 1 公開請求

審査請求人は、条例第5条第1項の規定に基づき、令和4年2月24日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・令和2年度の町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町以外の市町村において保育所等を運営する法人が提出した応募書類を熊取町が受け取った年月日がわかるもの（受付簿等）。資料等の追加提出があった場合はその資料等の名称及び受け取った年月日がわかるもの。

・令和2年度の町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務において、熊取町において保育所等を運営する法人が提出した応募書類を熊取町が受け取った年月日がわかるもの（受付簿等）。資料等の追加提出があった場合はその資料等の名称及び受け取った年月日がわかるもの。なお、XXXXXXXXXXの分を除く。

##### 2 本件処分

実施機関は、本件公開請求に対し、条例第9条及び第11条の規定により本件処分を行い、令和4年3月10日付3熊保育第2963号及び3熊保育第2964号で審査請求人に通知した。

##### 3 審査請求

審査請求人は、令和4年6月10日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。



損なうと主張していると同義である」と考えられ、この実施機関の考え方は、傲慢であると考える。

(5) 理由説明書(4熊保育第730号)4(2)について、実施機関は、次の2点を考慮の上、条例第13条に規定する「第三者保護に関する手続」に基づいて、第三者の意見を聴くべきである。

- ①当該規定中「第三者に関する情報が記録されているとき」について、第3の2に記述のとおり、熊取町に存する法人が応募しなかったということが類推され、この場合、第三者に関する情報は記録されていないが、情報不存在の決定をすることで、第三者に関する情報が判明してしまうため、条例第13条の目的である「第三者保護」を達成するために、同条の規定を準用し、第三者に対して意見を聴くべきであると考え。
- ②当該規定中「第6条第1号ただし書又は第7条第1号ウの規定により当該情報を公開しようとするときは」について、条例が住民の知る権利を保障することを目的としているため、情報公開は積極的に行わなければならないものであり、公開することを前提とし、公開する情報の性質により例外として非公開や情報存否不応答の決定をできるとしたものである。よって、実施機関は、情報公開にあたって条例第6条第1号の規定に該当し、情報の公開を躊躇する場合は、条例第13条に基づき第三者保護のため、第三者に対して意見を聴くべきであると考え。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が、存否不応答決定通知書、諮問書、審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 弁明の趣旨

本件処分は、妥当であるとの裁決を求める。

##### 2 審査請求に対する弁明

- (1) 当該募集への応募は、応募法人にとっての経営方針という企業の秘密で財産であり、その事実自体を明らかにすることは、法人の財産権を害する恐れがある。また、選考されなかった法人にとっては、応募自体を明らかにすることで、社会的評価や名誉を損なう恐れがあることから、存否不応答としたものである。
- (2) 令和3年12月28日付け3熊保育第2291号の決定については、あくまで応募事業者が提出した応募書類を熊取町が受け取った年月日がわかるもの、という請求内容に対しての決定であり、そもそも、応募事業者数については公表を行なっていることから、部分公開としたもの。
- (3) 本審査請求に係る決定については、熊取町又は熊取町以外の市町村において保育所等を運営する法人が提出した応募書類を熊取町が受け取った年月日がわかるもの、という応募者の属性を問うものであり、前述の請求内容とは異なる趣旨であることから、判断も異なっても当然と考える。
- (4) 審査請求書の5(2)において、「この情報が公開されていることは裏を返せば、熊取町以外の市町村で保育所等を運営する法人が少なくとも1法人は選定事務に応募していたことが読み取れる」とあるが、これは、個人情報の収集に関しての請求であり、この解釈をもって、熊取町以外の市町村で保育所等を運営している、とは断言できず、5(2)にいう個人情報を収集した事実と熊取町以外での保育所等の運営の有無とは関係がない。
- (5) 審査請求書の5(3)において、「審査請求人が確認したところ」とのことだが、前述の

とおり、民営化移管先事業者募集への応募は、応募法人にとって経営方針という企業秘密となり財産であることから、本町から、その存否自体を答えることによってその法人の財産を害するおそれがあることから、存否不応答としたもの。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。

また、条例第9条において、公開請求に係る公文書の存否を答えるだけで、条例第6条及び第7条に該当する情報を公開することとなる場合には、当該公開請求を拒否することができる旨規定している。もちろん、これらの規定の趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分に尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

### 2 争点について

条例第9条の規定により、当該公開の請求に係る情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、条例第6条及び第7条の規定により保護される利益が同条に掲げる非公開の情報を公開した場合と同様に害されることとなるかが争点である。

### 3 本件処分の妥当性について

実施機関は、応募を辞退した事業者を含め、                    以外の応募事業者の名は公表していないことから、本件公開請求の対象となる応募事業者名は公にされていない。

本件公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、これらの事業者の利益や児童本人の利益が害されることは想定し難く、実施機関の主張には不合理な点が認められるため、本件処分を取り消し、改めて公開決定等を行うべきである。

### 4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 答申にいたる経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年6月17日 諮問書の受理
- ② 令和4年7月 7日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和4年8月15日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和4年8月25日 審議（審査請求人、実施機関の口頭意見陳述、審議）

⑤ 令和5年3月22日 実施機関へ答申

第7 審査会委員

実施機関の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

| 氏名     | 役職名    | 備考  |
|--------|--------|-----|
| 森口 佳樹  | 大学教授   | 会長  |
| 西野 弘一  | 弁護士    | 副会長 |
| 清弘 正子  | 大学准教授  |     |
| 栗飯原 和宣 | 人権協会会長 |     |
| 橋本 匡弘  | 弁護士    |     |